

**必要なもの**  
・ 社会保険など職場の健康保険から交付された被保

険者証  
・ 国民健康保険の被保険者証  
・ 印かん

**問(保険制度のこと)**  
住民課国保年金班  
☎(84)1214  
(保険税のこと)  
税務課収納対策班  
☎(84)1212

**社会保険の加入対象が広がりました**  
平成28年10月1日から、社会保険の適用が拡大され、従業員501人以上の会社で週20時間以上働く方なども社会保険の加入対象となりました。  
詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。くか、年金事務所へお問い合わせください。

**問 厚生労働省ホームページ**  
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/2810tekiyoukakudai/  
千葉年金事務所  
☎043(242)6320

**社会保険など職場の健康保険に加入した方へ**  
職場から被保険者証が交付されたときは、住民課で国民健康保険の資格喪失手続きが必要です。  
手続きがお済みでない健康保険料(税)を二重に支払うこととなります。  
また、社会保険加入後は国民健康保険の被保険者証は使用できません。使用した場合は、保険分の金額を町へ返還していただくこととなります。

なりませんが、震災、風水害、火災、その他これらに類する災害で資産に重大な損害を受けた場合や、事業または業務の休廃止により収入が著しく減少した場合には、この自己負担分の支払いを減額や免除、猶予する制度があります。  
詳しくは、住民課へお問い合わせください。

## 整骨院・接骨院(柔道整復師)、はり・きゅう・マッサージの施術では被保険者証が使える場合が限られます

柔道整復師や鍼灸マッサージ師は医師ではないため、施術には国民健康保険被保険者証が「使える場合」と「使えない場合」があります。健康保険の適用が認められない場合は全額自己負担となりますので、施術前にしっかり確認しましょう。

### ●施術についてお尋ねする場合があります

町では医療費適正化を目的として、施術を受けられた方に、施術日や施術内容をお尋ねするお電話やアンケートをお送りすることがありますので、ご協力をお願いします。

	被保険者証が使える場合	被保険者証が使えない場合
(整骨院・接骨院) 柔道整復師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外傷性のねんざ・打撲(スポーツでのねんざ等)</li> <li>・医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術</li> <li>・応急処置で行う骨折・脱臼の施術 (応急手当後の施術には医師の同意が必要)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脳疾患後遺症等の慢性病</li> <li>・単なる疲労性や慢性的な要因からくる肩こりや筋肉疲労など</li> <li>・工作中や通勤途上での負傷(労災保険からの給付)</li> <li>・症状の改善がみられない長期の施術</li> <li>・同一の負傷について同時期に病院で治療を受けた場合</li> </ul>
鍼灸マッサージ師	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はり・きゅうで対象となる主な疾患 (リウマチ、腰痛症、神経痛、五十肩、 頸腕症候群、頸椎捻挫後遺症 等)</li> <li>・マッサージで対象となる主な疾患 (関節拘縮、筋麻痺 等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の同意がない場合</li> </ul>

**問 住民課国保年金班** ☎84-1214